



「多様性を尊重し合う社会」をめざして ～LGBT理解増進法が施行されました～

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解に関する法律」（以下「LGBT理解増進法」という。）が公布され、同日施行されました。

各学校の研修などで通知文等を活用し、法律制定の趣旨や目的、基本理念について、共通理解を図り、多様性を尊重し合う社会づくりをめざしましょう。

LGBT理解増進法について

本法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性の多様性に寛容な社会の実現に資するための理念法として制定されました。

定義（第2条から）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

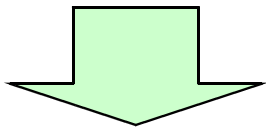
「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

基本理念（第3条から）

全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるという認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。



学校は、児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。（第10条から）

多様性を尊重し合うために

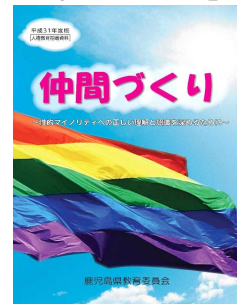
学校において、児童等が、性の多様性に関する理解を深められるように、本課作成の資料を是非活用してください。

平成31年度人権教育指導資料「仲間づくり」

性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために、理論編と実践編の2部構成となっています。



人権教育指導資料「仲間づくり」

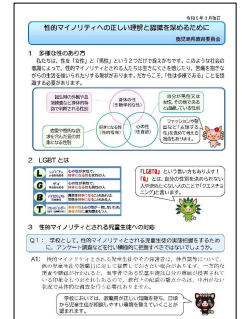


リーフレット

性的マイノリティとされる児童生徒への対応等について、学校から寄せられた質問とその回答をQ&A形式にまとめてあります。（令和5年3月改訂）



リーフレット



人権教育研修資料 e-コンテンツ

県教育委員会のホームページに掲載されています。ファイルをダウンロードして職員研修等で活用できます。

ホーム > 教育・文化・交流 > 学校教育 > 人権同和教育 >

人権同和教育資料 > 人権教育研修資料「e-コンテンツ」



人権教育研修資料 e-コンテンツ

